



相続だより

Vol.86

そろそろ相続対策はじめてみませんか？

—— 大切な家族に「想い」を伝える ——

今月の内容

この季節は「祇園祭」「天神祭」をはじめ、全国で夏祭りシーズンとなり、ご家族で日本の夏を楽しまれることと思います。また、7月は今年のリ線価も発表されますので、ご自宅の評価を確認し、ご資産をご家族にどのように承継するかを考えられてみてはいかがでしょうか。



相続相談Q&A

「持家のある長男に自宅を相続させたいけど、小規模宅地の特例を適用するには？」



ワンポイントレッスン

「小規模宅地等の特例の適用要件見直しと診断チャート」

詳細は次のページへ




2018年7月号



最終ページは、今月のご案内を掲載しています。ぜひご覧ください。

相続相談Q&A

相談

夫から相続し、現在ひとり暮らしの自宅を長男に相続させたいですが、相続時に特例を適用して相続税評価を下げたいです。長男が持家である自宅を孫に譲渡して3年以上過ぎれば適用できるというのは本当ですか？

【A】 特例適用について税制が改正されたので、要件を確認すべき

【B】 相続開始前3年以内に持家に住んでいないのであれば適用可能

回答はこちら

今回は、相続税の計算の際に自宅の土地評価額が80%減額できる「小規模宅地等の特例」に関するご質問ですね。

今年の税制改正で、「小規模宅地等の特例」の適用要件が見直され、被相続人の配偶者と同居親族以外の親族が相続する場合についての要件が厳しくなりました。今回のご質問のケースでは、特例は適用できるでしょうか。

これまでは、被相続人の配偶者や同居している親族がいない場合、相続人(同居していない親族)が、相続開始前3年よりも前に、売却(譲渡)するか、相続人本人またはその配偶者が所有する家屋を他者に住ませるなど本人が住んでいない状態にして相続すれば、特例が適用できました。ですが、今回の改正で、相続開始時に居住していた家屋を過去に所有していたことがあるというだけで適用不可となりました。従いまして、ご相談のケースでは、同居していない親族(長男)が持家(自宅)を売却して何年経とうと過去所有していた家屋に居住していた場合、特例は適用できないということになります。また、子は持家はなく、親が所有する家屋に住んでいるときに親の自宅敷地を相続するケースなども特例は適用できなくなります。

自宅の土地評価額が80%減額できるか否かで、相続税額が大きく変わることもありますので特例は活用したいところです。税制は数年ごとに改正されていますので、特例が適用できるか現状の要件を確認し、相続対策をしっかりと検討しておきましょう。野村證券では、お客様の相続・贈与についての様々なご質問やご相談を承っております。お近くの野村證券にご相談ください。

… ★正解は、【A】です。



小規模宅地等の特例の適用要件見直しと診断チャート

小規模宅地等の特例の適用要件が平成30年度税制改正で見直されました。

→ 相続税の課税価格の計算特例で、要件を満たすと自宅の土地評価額が330㎡まで80%減額される

◆ ①被相続人の配偶者、②被相続人の同居親族が相続する場合は、改正はありません。

◆ ①②ともいない場合で、別居の親族が相続等する場合の要件が改正されました。

適用されなくなる例) 相続開始時において別居親族の自宅を本人が過去に所有していたことがある場合
相続開始前3年以内に親族所有の家屋に居住した場合 等

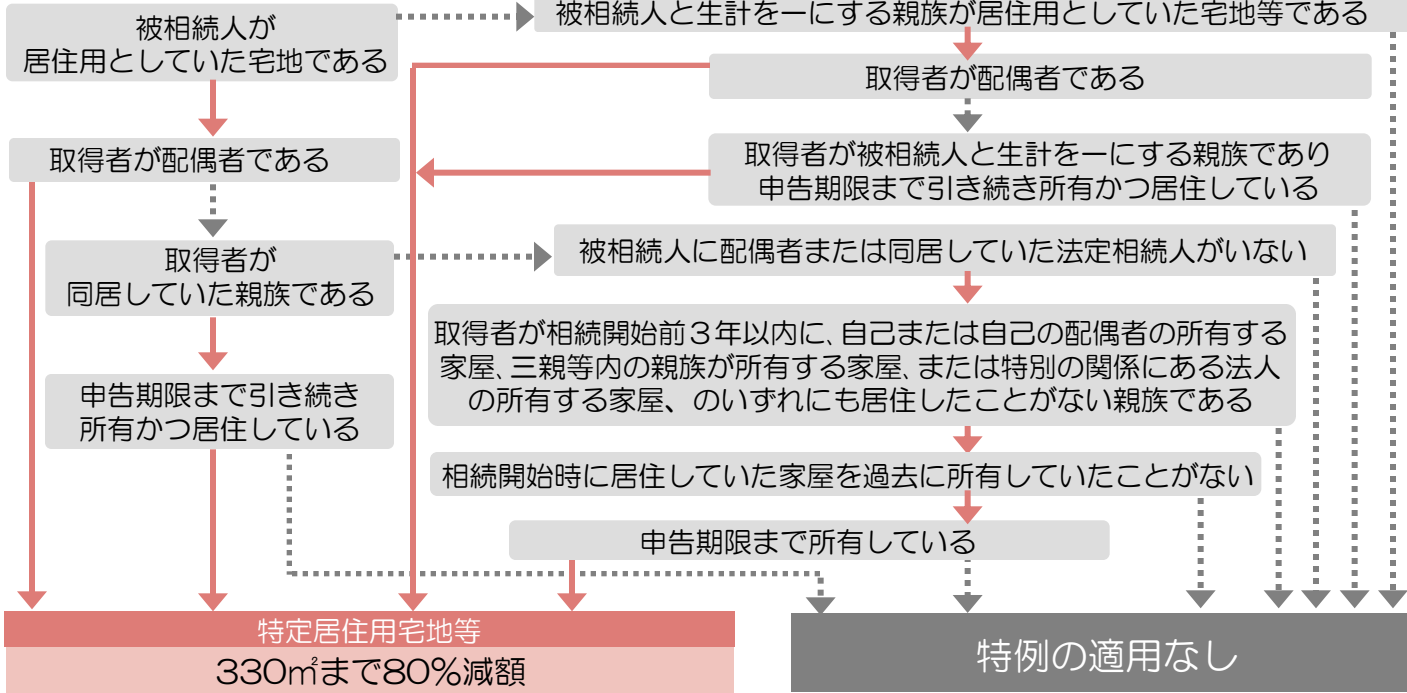
※ただし、経過措置が設けられています

要件を満たすかチャートで診断してみましょう!

居住用宅地の特例適用診断チャート

YES → NO →

▼ START



POINT

※この特例を受けるためには、納付税額がない場合でも申告が必要です

誰が取得するかによって土地の評価額が大きく異なり相続税額にも影響しますので、特例が適用できるかなどよく確認しておきましょう。

※2018年6月現在施行中の法律によるものです。将来変更の可能性あります。個別の税務の詳細は税理士等専門家へご相談ください。

相続対策 はじめるなら、まずは<野村>へ

<野村>の相続サービス

まずは相続の話を聞いてみたい。

相続セミナー

野村證券本・支店では、毎月各1回程度、相続セミナーを開催しています。
※店舗によって開催状況は異なります。

自分の場合はどうなのかを個別に相談したい。

個別のご相談

お客様の相続についての様々なご質問やご相談に個別に応じます。

相続税の概算やシミュレーションをしてみたい。

野村の「資産設計」

相続税の概算や遺産分割案の検討などを行いながら、相続に備えた資産運用をお手伝いいたします。



相続ガイドブックなどの冊子や、相続対策にお役立ていただける情報も充実しています!

〈野村〉が企画・制作した 新しいタイプのエンディングノート のご紹介です。

夢を叶え、家族との心をつなぐ魔法のノート
マイライフノート



野村證券 信託銀行・保険事業部 編
日本経済新聞出版社 刊
定価(本体2,400円+税)

夢を叶え、家族との心をつなぐ魔法のノート
大切な家族へ贈る
あなただけのメッセージ
新しい時代の
これからの人生を日頃思いつく
心の中にある思いを
しっかりと書き残す
あなたの思い、夢を、実らせて
あげたいという「宝物」を
家族へ、そして未来の家族へ
残すために、つなぐノート

新しいタイプの
エンディングノート
TV・新聞で
話題です!
税制改正対応版

※全国の主要書店でお求めいただけます。

野村のマイライフノート 

〈マイライフノートはこのような方におすすめです〉

- 自分史を書いておきたい
- いつまでも健やかでいられるヒントを知りたい
- 大切な人への感謝の気持ちをのこしたい
- 遺言を書く前に財産の内容を整理したい
- そろそろ遺言や相続のことを考えておきたい
- いざという時に家族が困らないようにしておきたい

野村證券株式会社

岐阜支店

〒500-8833 岐阜市神田町7-15

電話：058-262-3101(代)